

議案第 5 号

海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例の制定について

海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例を別紙のとおり定める。

平成 2 6 年 2 月 2 7 日提出

海老名市長 内 野 優

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、消防長及び消防署長の資格を定めるため

海老名市消防長及び消防署長の資格を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第15条第2項の規定に基づき、消防長及び消防署長の資格を定めるものとする。

(消防長の資格)

第2条 消防長の資格は、次の各号のいずれかとする。

- (1) 本市の消防職員として消防事務に従事した者で、消防署長の職又は消防本部の次長の職その他これと同等以上と認められる職に1年以上あったものであること。
- (2) 本市の行政事務に従事した者で、海老名市部等設置条例（昭和47年条例第38号）第1条に掲げる部等の長の職その他これと同等以上と認められる職に2年以上あったものであること。

(消防署長の資格)

第3条 消防署長の資格は、本市の消防吏員として消防事務に従事した者で、消防司令以上の階級に1年以上あったものであることとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。